

振動規制法で届出が必要な特定施設

1	金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。)
2	圧縮機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシーン (原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。)並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。)
6	木材加工機械 イ ドラムバッカー ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
7	印刷機 (原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成型機
10	鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)